

○茂原市コミュニティ備品貸出しに関する規程

昭和63年3月1日

改正

平成3年11月1日

平成14年3月13日訓令甲第5号

平成15年3月3日訓令甲第6号

平成17年3月30日訓令甲第5号

平成18年3月31日訓令甲第13号

平成22年3月31日訓令甲第6号

平成24年3月30日訓令甲第7号

平成30年4月26日訓令甲第10号

令和3年1月21日訓令甲第2号

茂原市コミュニティ備品貸出しに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、コミュニティ備品（以下「備品」という。）を自治会等に対し無料で貸出しすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(備品の種類)

第2条 貸出しする備品は、別表のとおりとする。

(備品貸出しの対象)

第3条 備品貸出しの対象は、次の各号に掲げる団体が主催又は開催する事業で、政治、宗教又は営利を目的としないものとする。

- (1) 市及び自治会
- (2) 市の補助団体
- (3) 市内幼稚園、保育所及び学校（PTAを含む。）
- (4) 公共的団体等
- (5) その他、市が認めた団体

(備品貸出しの申請)

第4条 備品の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、コミュニティ備品貸出許可申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書は、使用しようとする日の7日前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(備品貸出しの許可)

第5条 申請書の提出があった場合、市長がこれを審査し、適当と認めるときは、申請者にコミュニティ備品貸出許可書(別記第2号様式)を交付する。

(貸出備品の維持管理)

第6条 前条の規定により備品貸出しの許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、貸出備品に破損等が生じないよう善良な管理者の注意をもつて管理するものとし、破損等が生じたときは、直ちにその状況を市長に報告しなければならない。

2 貸出備品は、使用目的以外に使用してはならない。

3 使用者の責に帰すべき理由により貸出備品に破損等が生じたときは、使用者は損害を賠償しなければならない。

4 貸出備品の使用中に発生した事故に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(貸出備品の許可の取消し)

第7条 市長は、使用者が貸出備品を使用目的以外に使用したときは、許可を取り消し、貸出備品を返却させることができる。

(貸出備品の返却)

第8条 使用者は、貸出備品を返却日に必ず返却しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、返却日を変更しようとするときは市長の許可を受けなければならない。

2 紅白幕及び半てんは、原則としてクリーニングをした後に返却するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則(平成3年11月1日)

この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附 則(平成14年茂原市訓令甲第5号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成15年茂原市訓令甲第6号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年茂原市訓令甲第5号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年茂原市訓令甲第13号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年茂原市訓令甲第6号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年茂原市訓令甲第7号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月26日茂原市訓令甲第10号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年1月21日茂原市訓令甲第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第2条）

No.	備品名
1	半てん（大人用）
2	半てん（中学生用）
3	半てん（小学生用）
4	半てん（幼児用）
5	紅白幕
6	テント
7	移動用サウンドシステム
8	ポータブルワイヤレスアンプセット
9	マイクスタンド
10	コードリール

11	メガホン
12	投光機
13	スティックライト
14	プロジェクター
15	ロールスクリーン
16	締太鼓
17	宮太鼓
18	大なべ
19	移動式赤ちゃん休憩室一式
20	非接触型体温計
21	アクリルパーティション

受付番号

コミュニティ備品貸出許可申請書

年 月 日

(宛先)茂原市長

申請団体名

代表者名

電話番号

茂原市コミュニティ備品貸出しに関する規程を遵守し、下記のとおり申請します。

1 借用備品(備品名、数を記入する。)

2 借用期間 年 月 日～ 年 月 日

3 使用目的

※使用者の故意又は過失により、当該備品を紛失又は損傷した場合は、その補修ならびに

賠償について責任をもって対応することを誓約します。

生活課使用欄

公印使用確認

貸出番号

コミュニティ備品貸出許可書

年 月 日

様

茂原市長

次のとおりコミュニティ備品の貸出しを許可します。

1 貸出備品

2 貸出期間 年 月 日～ 年 月 日

※注意事項

- 1 貸出備品に破損等が生じないように管理し、万一破損等が生じたときは直ちに規程に基づく対応をしてください。
- 2 貸出備品は使用目的以外に使用しないでください。
- 3 返却日には必ず返してください。ただし、やむを得ない事由により返却日を変更しようとするときは、市長の許可を受けてください。
- 4 半てん及び紅白幕は、クリーニングをした後に返却してください。
- 5 貸出日にこの許可書を持参してください。
- 6 その他、使用にあたっては、本規程に定められた事項を遵守してください。

お問い合わせ先

市役所

TEL

FAX